

(意見書案第 5 号)

根室海峡海域におけるロシア連邦トロール漁船の操業抑制に関する意見書

我が国固有の領土である北方領土に隣接した根室海峡海域においては、昭和 63 年ころよりロシア連邦トロール漁船による操業が始まって以来、スケトウダラ資源が激減しており、ことに羅臼地区においては、これまで 2 度にわたる 68 隻の減船や休漁など自主的な漁業再編対策を余儀なくされてきたところである。

また、平成 10 年から開始されている北方四島周辺水域における安全操業では、近年ロシア側の訪船が増加し、操業等への支障が生じているほか、ロシア連邦トロール漁船による漁具被害が発生し、これまで延べ 208 件、6,500 万円以上の被害額となっているところであり、漁業者にとっては漁具の補充や水揚げの減少など多大な負担となっている。

さらに、近年は、羅臼地区のスケトウダラのみならず、標津や野付地区においてもコマイやカレイなどの沿岸資源に大きな影響が見られ、これ以上資源が減少した場合、根室海峡海域で操業する漁業者の経営が成り立たなくなるばかりか、漁業を主産業として発展してきた地域の産業構造そのものも崩壊につながりかねない極めて重大な局面を迎えている。

このため、毎年、当該地域から国に対して申し入れが行われているが、依然としてロシア連邦トロール漁船の操業が行われ、漁具被害等が続いている状況にある。

よって、国においては、根室海峡海域でのロシア連邦トロール漁船の操業抑制のため、対応を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 6 月 22 日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
農林水産大臣  
内閣府特命担当大臣  
(沖縄及び北方対策)

} 宛